

個人情報保護法改正に係る審議会への今後の諮問について

1 個人情報保護法の改正による条例の改廃等について

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）および独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされた。

このことにより、県の個人情報保護制度に係る根拠規定が、令和5年4月1日（予定）に、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。）から改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」という。）に変更されることとなる。

これまで、県の個人情報保護制度の見直しを行う際は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成31年滋賀県条例第5号。以下「審議会条例」という。）の規定に基づき、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、答申内容を踏まえて条例改正等を行ってきたことから、制度改正による関係条例の改廃について、審議会に諮問する。

★滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例 抜粋

（担当事務）

第3条 審議会は、次に掲げる事務を担当する。

(1)～(3) 略

(4) 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。)

第6条第1項第8号および第2項ただし書ならびに第8条第1項第9号の規定により個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関に意見を述べること。

(5) 個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。

(6)および(7) 略

(8) 公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、知事ならびに公文書管理条例第2条第1項に規定する実施機関、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関および個人情報保護条例第2条第7号に規定する実施機関に意見を述べること。

2 審議会への諮問について

制度改正に伴い、県における個人情報等の取扱い等については、全国的な共通ルールである改正個人情報保護法の規定が基本的には適用されることとなる。(1)のとおり改正個人情報保護

法により条例で定めることとされた事項もあるが、いずれも個人情報保護条例に規定すべき事項ではないことから、個人情報保護条例の廃止について検討する。

なお、(2)の必要に応じて条例で定めることができる事項について独自条例が必要であると判断した場合は、個人情報保護条例や審議会条例でその内容を定めることも検討する。

また、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「情報公開条例」という。）との整合性についても整理し、必要に応じて情報公開条例の改正についても検討することとする。

(1) 条例で定める必要がある事項

ア 手数料 ※滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）に規定
改正個人情報保護法の規定により、次の手数料を条例で定める必要がある。

- ① 開示請求に係る手数料（改正個人情報保護法第 89 条第 2 項）
- ② 行政機関等匿名加工情報に係る手数料（改正個人情報保護法第 119 条第 2 項および第 4 項）

イ 審議会の行政不服審査法上の位置付け ※審議会条例の一部改正

改正個人情報保護法第 105 条第 3 項の規定により、開示決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき地方公共団体の機関は、行政不服審査法第 81 条第 1 項または第 2 項の機関に諮問しなければならないとされたことから、審議会条例を改正し、審議会を行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関として位置付ける必要がある。

(2) 必要に応じて条例で定めることができる事項

ア 条例要配慮個人情報（改正個人情報保護法第 60 条）

「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

なお、個人情報保護条例第 6 条第 2 項で原則として取得が禁止されている個人情報（いわゆるセンシティブ情報）を定めているが、改正個人情報保護法第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報の定義とほぼ同じである。

イ 個人情報ファイル簿・個人情報取扱事務登録簿の作成（改正個人情報保護法第 75 条）

個人情報ファイル簿は、改正個人情報保護法第 75 条第 1 項の規定に基づき作成・公表する必要があるが、個人情報保護条例第 12 条に規定する個人情報取扱事務登録簿とは作成範囲等が異なる。改正個人情報保護法第 75 条第 5 項において、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないと規定されたことから、個人情報取扱事務登録簿の存廃や個人情報ファイル簿の拡充等の要否について検討する必要がある。

ウ 開示義務に係る情報公開条例との整合性の確保（改正個人情報保護法第 78 条第 1 項および第 2 項）

情報公開条例との整合性を確保するため、情報公開条例の規定により開示または不開示とされている情報は、条例で定めることにより開示情報または不開示情報とすることができる。

条例に記述があつて法律にない情報の例としては、「法令秘情報」（情報公開条例第6条第4号）が、改正個人情報保護法では不開示と明示されていないが情報公開条例では非公開とされており、検討が必要である。このことについて、個人情報保護委員会は、多くの条例で定められている法令秘の非公開事由は通常、改正個人情報保護法第78条第1項各号に規定する不開示情報に該当すると考えられるとしている。

なお、情報公開条例の規定を改正法に合わせていくことも考えられる。

エ 開示決定等の期限（改正個人情報保護法第83条および第84条）

開示決定までの期限について、個人情報保護条例では初日不算入の15日以内としているが、改正個人情報保護法の規定では30日以内となる。

なお、延長が可能な日数は、個人情報保護条例、改正個人情報保護法とも30日である。

開示等の手続に関する事項については、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないとされているが、期限を改正個人情報保護法より長い期間とすることは許容されないとされている。

オ 審査請求すべき行政庁の特例（改正個人情報保護法第107条第2項）

開示決定等についての審査請求については、条例で定めるところにより、審査請求すべき行政庁を定めた行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

カ 審議会への諮問案件（改正個人情報保護法第129条）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるとされている。

※個人情報保護条例では、本人からの取得の原則、要配慮個人情報の取得制限、目的外利用・提供等の制限の例外について諮問することができるとしている。

(3) 現行条例における独自規定の取扱い

改正個人情報保護法で条例に委任された事項以外で改正個人情報保護法に規定がなく、かつ、個人情報保護条例で定めている保護措置について、法の趣旨や目的等を踏まえ、その対応を検討する必要がある。

なお、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）において、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない」とされているほか、「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であつて、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。ただし、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。」とされている。

ア 取得の制限

個人情報保護条例第6条第1項は、個人情報を取得するときは、原則として本人から取得しなければならないと規定しているが、改正個人情報保護法には同様の規定がないため、個人情報の保護水準への影響について整理する必要がある。

個人情報保護条例第6条第2項に規定するセンシティブ情報（要配慮個人情報）の取得の制限についても同様である。

このことについて、個人情報保護委員会は、多くの条例で定められている取得制限は、個人情報の保有の制限等について定めた改正個人情報保護法第61条等を適切に運用することで同様の結果が得られるものであるから、法の定める規範全体や執行面を含めた法体系全体では必要な保護水準を確保しているとしている。

イ 利用および提供の制限

個人情報保護条例第8条第1項は、同項第1号から第9号までに掲げる場合を除き、利用目的以外の目的のために利用し、または実施機関以外のものへ提供してはならないと規定している。

同項第1号から第8号までの例外規定は、改正個人情報保護法第69条第1項から第4項までに当てはめることが可能であると考える。

個人情報保護条例第8条第1項第9号の「前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、提供先の事務の遂行に必要な特別の理由があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき」との規定については、これに概ね対応する改正個人情報保護法第69条第4項は「前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」と規定している。個人情報保護条例には「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に相当する規定が存在せず、また、改正個人情報保護法には「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」について審議会の意見を聴く旨の規定がない。

ウ 電子計算機等の結合による提供の制限

個人情報保護条例第9条は、法令等の規定に基づくとき、および公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときを除き、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないと規定しているが、改正個人情報保護法では同様の規定はないため、個人情報の保護水準への影響について整理する必要がある。

(4) 情報公開条例との整合性

個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示請求の手続等については、情報公開請求の手続等と整合を図っている。

制度改正に伴い、改正個人情報保護法による保有個人情報の開示請求の手続等と公文書の情報公開請求の手続等の整合性を確保するため規定を改める必要がある場合は、情報公開条

例を改正する必要があるため、その要否を検討することとする。

改正の検討を行う可能性があるものとしては、公開決定等の期限、情報公開請求に係る手数料の徴収等がある。

※「地方公共団体等行政文書」について

個人情報保護条例第2条第3号において、公文書とは情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいうとされているが、改正個人情報保護法第60条第1項において「地方公共団体等行政文書」の定義が規定された。今後、政令に「地方公共団体等行政文書」から例外的に除外されるものが規定される予定となっており、その内容を精査する必要がある。

なお、見込みとしては、情報公開条例第2条第2項の「公文書」とほぼ同義となる予定である。

4 その他の改正個人情報保護法と個人情報保護条例の主な異同

(1) 個人情報の定義

個人情報保護条例第2条第1号アは、個人情報について、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとしているが、改正個人情報保護法では、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとされている。

(2) 対象となる機関

個人情報保護条例は、実施機関に議会を含むが、改正個人情報保護法では、対象となる「地方公共団体の機関」に議会は原則として含まれない。 ※議会で対応を検討中

なお、地方公共団体の機関のうち病院および診療所ならびに大学の運営を行うもの、地方独立行政法人のうち試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、病院事業の経営ならびに大学等の設置および管理等を目的とするもの（県立大学や病院事業庁が運営する総合病院等）の業務については、個人情報等の取扱いに関して、民間の個人情報取扱事業者と同様の規定（第4章）を適用することが基本とされた。ただし、個人情報ファイル、開示等および行政機関等匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用される。

(3) 利用目的の明示

個人情報保護条例は、第5条において、個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない旨規定しているが、特定した利用目的を明示しなければならない等の規定はない。

一方、改正個人情報保護法では、第62条で、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない旨規定しているほか、開示決定等の際には開示する保有個人情報の利用目的を書面で通知する必要があるなど、利用目的を本人に明示する旨の規定が存在している。

(4) 漏えい等の報告等

改正個人情報保護法第 68 条第 1 項において、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（要配慮個人情報や不正利用により財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等、不正の目的をもって行われたおそれがある場合、本人の数が 100 人を超える場合等）は、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないこととされたほか、同条第 2 項において、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、原則として、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害またはそのおそれの有無およびその内容ならびにその他参考となる事項を通知しなければならないと規定されている。

(5) 開示請求等の手続（任意代理人による開示請求等や郵送による開示請求等）

改正個人情報保護法では、任意代理人による開示請求等、郵送やオンラインによる開示請求等が認められている。

なお、請求の受付を窓口のみに限定することは、実質的に開示請求権を行使する機会を制限することにつながりかねないため、認められていない。

(6) 行政機関匿名加工情報制度の導入

改正個人情報保護法において、行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成することができる旨規定された。行政機関等匿名加工情報は、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部または一部（非公開情報を除く。）を加工して得られる匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。）であるが、現在、個人情報保護条例には相当する規定がないことから、運用等について検討する必要がある。

(7) 個人情報保護委員会との関係

個人情報保護委員会は、必要があると認めるときは、行政機関等における個人情報等の取扱い等について、資料の提出の要求および実地調査、指導および助言ならびに勧告をすることができるものとされた（第 6 章第 2 節第 3 款）ほか、地方公共団体は、必要があると認めるときは、個人情報保護法に基づいて、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供または技術的な助言を求めることができること（第 166 条）、地方公共団体の長は、個人情報保護法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨およびその内容を委員会に届け出なければならないこと（第 167 条）などが規定された。

5 今後の審議予定

令和 4 年 5 月 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会全体会において諮問予定

9 月 県議会において条例案審議（予定）

令和 5 年 4 月 改正個人情報保護法 施行予定